

## ◆7/24 第4回原告団総会——

### 竹本修三・原告団長の開会あいさつ

2015年7月24日

- ご紹介いただいた竹本です。本日は再稼働中の高浜原発3, 4号機に対して3度にわたり「ノー」の判決を勝ち取った大津地裁の闘いについて、井戸謙一弁護士からお話を聞かせていただけるということで楽しみにしております。京都地裁におけるわれわれの大飯原発差止訴訟でも参考にさせていただきたいと思いますので、どうか、よろしくお願い致します。
- さて、私は今年の4月20日に、マニュアルハウス社から「日本の原発と地震・津波・火山」と題する本を出しました。私は、地球物理学を専門としておりますが、「地震大国・火山大国のニッポンにおいて、原発稼働は土台無理スジ」という強い信念をもっております。この本は、大飯原発差止京都訴訟の法廷闘争のなかで、国や関電側が主張する地球物理学分野の矛盾点を追及したもので、今日お集まりの皆さんにも是非読んでいただきたいと願っております。この会場の前の方に本が置いてありますが、定価1000円、消費税80円のところ、本日は1000円ぽっきりの「出版協力金」で引き受けていただきたいと考えておりますので、ご協力をどうかよろしくお願い申し上げます。
- ところで、この本の執筆を終えた直後に熊本地震が起きました。4月14日にマグニチュード6.5、翌15日に6.4、そして16日には7.3の地震が起きました。これらを含めて、熊本・大分地域では、1カ月の間に震度7が2回、震度6強が2回あり、震度1を超える地震が1500回を超えました。地震大国ニッポンに住んでいるわれわれの大多数が、一生のうちに、震度7か震度6強の地震に巡り合うのは1回あるかどうかということだと思っておりますが、一か月の間にこれだけ揺すられた現地の人達は生きた心地もなかったと思っております。多大の被害を被った被災地の皆さんに、衷心よりお見舞いを申し上げます。
- この一連の地震活動は、何の前触れもなく熊本地域に起きました。この地域で前兆的ひずみ変化が全くなかったということは、規制委員会前委員長代理の島崎邦彦さん、政府の地震調査委員会・前委員長の本蔵義守さん、今の地震予知連会長の平原和朗さんらの専門家に確認済みですので間違いないと考えています。熊本地震が何の前触れもなく、あの場所に起こったということになると、次のM7クラスの地震が日本のどこで起きるかは、全く予想が付きません。
- 1995年にマグニチュード7.3の兵庫県南部地震が起きましたが、そのあと今回の熊本地震が起きるまでの21年間のM7クラスの内陸地震の発生状況を調べてみますと、2000年にはM7.3の鳥取県西部地震、2005年にはM7.0の福岡県西方沖地震、2008年にはM7.2の岩手・宮城内陸地震、2011年にはM7.0の福島県浜通り地震と5年から3年

間隔で広い範囲にパラパラと起こっています。このことは、2016年熊本地震の日本の原発への影響として、比較的近くにある川内原発や伊方原発周辺の活断層系の動きを引き続き警戒することもさることながら、今回の地震とは遥かに離れた地域、例えば、活断層の多い近畿・中部地方にある若狭湾の原発群周辺の活断層の動きにも注意しなければならないでしょう。

- 1995年の兵庫県南部地震のあと、今回の熊本地震までの21年間に起こったM7クラスの内陸地震の4例のうち、2011年福島県浜通り地震は、1か月前に起こった海溝型超巨大地震である東北地方太平洋沖地震の影響で日本列島が東に大きく引っ張られたために発生した正断層型の地震であり、他の地震とは性質が違います。それ以外は、日本列島が東西に圧縮しているために生じる逆断層型地震ですが、2000年の鳥取県西部地震と2005年福岡県西方沖地震は、それまで活断層が見出されていない空白域で起きました。こうなると、M7クラスの地殻内断層地震は既存の活断層だけに注目していてもダメだということが皆さんにおわかりいただけると思います。また、今回の一連の熊本地震の震源域は、既知の活断層の位置とは完全には一致しませんでした。
- 今日このあと、大飯原発差止京都訴訟の渡辺輝人弁護士事務所長から9月14日に予定されている第12回口頭弁論の説明がありますが、そこでは「熊本地震の教訓」も陳述される予定です。熊本地震の教訓として、大飯原発に近い上林川断層の東北延長上の空白域でM7クラスの地震が起こり得る危険性についても、法廷で鋭く追及していただきたいと考えております。以上です。

# ◆高浜原発・川内原発の再稼働禁止の仮処分決定について

## 竹本修三 原告団長の訴え

2015 年 4 月 24 日

◆原子力規制委員会の田中俊一委員長は、2015 年 2 月 18 日の記者会見で、九州電力川内原発 1, 2 号機(鹿児島県)と関西電力高浜 3, 4 号機(福井県)が新規制基準に基づく審査に合格したと発表した。これを受けて政府や電力会社の再稼働に向けての動きが活発になった。ここで注目されたのが、この 2 つの原発の再稼働禁止を求める仮処分申立である。

◆まず、高浜原発については、2015 年 4 月 14 日に福井地裁で樋口英明裁判官から「高浜 3, 4 号機の原子炉を運転してはならない」という決定が下された。そして川内原発については、同年 4 月 22 日に鹿児島地裁では前田郁勝裁判長から「川内原発 1, 2 号機再稼働稼働等差止仮処分の申立には理由がない」として却下が言い渡された。この 2 つの地裁の判断の違いは、原子力規制委員会が決めた新規制基準に対する裁判官の認識の差を表している。

◆古い話であるが、3・11 福島第一原発の重大事故よりも大分前の 1992 年 10 月 29 日に、最高裁が伊方原発訴訟について「原子炉の安全性審査に関しては、将来の予測も含む専門技術的な総合的判断を要すること、さらに、これを制度的に裏付けるものとして、原子力委員会の意見の尊重が法定されていることから、これについて裁判所が独自の立場から判断を下すことは法の趣旨に反し、不適切である。具体的審査基準に不合理な点があるか、審議及び判断の過程に看過し難い誤謬、欠落がある場合には違法と解すべきである。」という見解を出している。それ以後の多くの原発訴訟は、この最高裁の判断に引きずられてきた。

◆川内原発仮処分に関する鹿児島地裁の前田裁判長の見解は、「新規制基準は、(中略)、専門的知識を有する原子力規制委員会によって策定されたものであり、その策定に至るまでの調査審議や判断過程に看過し難い過誤や欠落があるとは認められないから、(中略)、その内容に不合理な点は認められない」として、原子力規制委員会が新規制基準に基づき合格と認めた川内原発 1, 2 号機の再稼働に、裁判所が独自の立場から判断を下すことは不適切であるという考えに基づいて申立を却下した。これは伊方原発訴訟の最高裁判断をそのまま踏襲していて、担当裁判官としては、何も判断しなかったということを示している。保身を考える裁判官が最高裁の意向を気にして、このような決定をすることは、あらかじめ想定内であったが、あまりにも時代錯誤だと

思う。3・11の原発重大事故を経験した後では裁判官の考えも変わってくると思っていたが、今回の前田裁判長の決定には失望した。

◆これに対して、高浜原発仮処分に関する福井地裁の樋口裁判長は、一步踏み込んで「新規制基準とそれに基づく審査自体に合理性がない」という見解を述べたうえで、高浜3,4号機の原子炉を運転してはならないという決定を下した。昨年5月21日に大飯原発3,4号機運転差止請求で原告側勝利の判決を言い渡した福井地裁の樋口裁判長には、その後いろんな圧力があつたと考えられるが、それにも屈せず、今回の高浜原発再稼働禁止の仮処分を決定したことは高く評価できる。

◆われわれ大飯原発差止京都訴訟弁護団・原告団は、今年3月29日に「高レベル放射性廃棄物の地層処分は可能か？」の学習会を開催した。そこで原子力規制委員会の最近の動きにも注目したが、「原子力規制委員会は、安全審査ではなく適合性審査を行うものであり、その役割は原発推進委員会である」という認識で出席者一同が合意した。樋口裁判長も関連資料を詳細に調べた結果、われわれと同じ基盤に立って考えてくれていることがわかり、意を強くした。

◆和歌山県の仁坂吉伸知事が今年4月20日の記者会見で、関西電力高浜原発(3,4号機)の再稼働差止めを命じた福井地裁の仮処分決定について「判断がおかしい」と批判したと報道された。同知事は、樋口裁判長について「(原発の)技術について、そんなに知っているはずがない。裁判長はある意味で謙虚でなければならない」とも強調したという。樋口裁判官の昨年5月21日の判決主文と今年4月14日の仮処分決定の本文を丹念に読むと、文系出身の人なのに原発問題を実によく勉強していることがわかる。同じ文系出身の仁坂和歌山県知事よりも、樋口裁判官の方が原発問題に関してずっと深く考察している。「そんなに知っているはずがない。もっと謙虚になれ」という言葉はそっくり仁坂知事に返したい。

◆振り返ってみると、3・11事故以後に原告側勝利の判決を言い渡したのは、樋口裁判長ただ一人である。そこで、われわれの京都訴訟が重要な意義をもってくる。今後は、別の裁判所で別の裁判長から、原告側勝利の判決を勝ちとることがぜひとも必要であろう。そのために、京都訴訟の弁護団・原告団のがんばりのみならず、心ある広範な人々の支援を期待したい。

◆もう一つ注目しているのが、大津地裁の再度の高浜原発運転差止仮処分の申請である。これは、昨年11月27日に却下の決定が出されたが、そのときに大津地裁の山本善彦裁判長は、その理由として「原子力規制委員会がいたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがたく、上記特段の事情が存するとはいえない」ということで申立を却下した。今度の仮処分申請も同じ山本裁判長が担当するそうである。原子力規制委員会がゴーサインを出した今、この裁判長がどんな決定をするかに注目している。

◆大飯原発差止京都訴訟は、今年5月28日に第7回口頭弁論が開かれる。ここで弁護団・原告団は、これまでの裁判であまり問題とされてこなかった高レベル放射性廃棄物の処分問題について、国や関電を厳しく追及する予定である。2012年9月に日本学術会議は、原子力委員会からの依頼に対する回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」を出している。“学術会議”は学者のコミュニティでは“国会”に相当するところであるが、ここが「原発が生み出す高レベル放射性廃棄物の永久処分の問題はいまだに何も目途が立っていないのだから、永久処分は棚上げにしておいて、当面『暫定保存』の合理的方法を考えるとともに、これ以上高レベル放射性廃棄物を増やさないために『総量規制』をしなければならない」という考え方を示している。すでに溜まっている使用済み核燃料の保存方法も決まらないのに原発を再稼働して、使用済み核燃料をこれ以上増やしてどうするのだと言うことである。この一点からだけ考えても、原発再稼働は絶対に認められない。

# ◆原発再稼働は認めない！和歌山集会 にて——竹本修三 原告団長の訴え

2015 年 3 月 8 日

「フクシマを忘れない！原発ゼロへ 和歌山アクション 2015」(3/8 和歌山城西の丸広場)

原発再稼働は認めない。すべての原発を廃炉に！

竹本修三(大飯原発差止京都訴訟原告団長、京都大学名誉教授)

◆ご紹介いただいた竹本でございます。本日は、この大きな集会にお招きいただき、発言の機会を与えてくださった金原徹雄先生や江利川春雄先生をはじめとする実行委員会の皆さまに、厚く御礼を申し上げます。

◆さて、ここ和歌山県は、日高町、那智勝浦町周辺及び日置川(ひきがわ)町で原発設置計画がもちあがったときに、そのすべてに「NO！」の回答を出し、県内に原発を作らせませんでした。この和歌山県民の皆さまの見識の高さに、私は深く敬服いたしております。いま、和歌山の皆さんと私たち京都の仲間が、全ての原発を廃炉にするために共に闘っていくことができることを、大変嬉しく存じます。

◆皆さま、よくご存じのように、昨年 5 月 21 日に福井地裁で樋口英明裁判長から「大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない」という原告勝訴の歴史的判決が言い渡されました。この判決文のなかに、ひとたび原発事故が起これば、250km 以内の人に被害が及ぶ可能性があることが指摘されています。日本の原発から 250km の範囲を、コンパスで描いてみますと、日本のほとんどがこの範囲に入ります。僅かに北海道の東部と、沖縄県がここから外れるだけです。

◆和歌山の皆さんも、若狭湾の原発群や浜岡原発から 250km の圏内に入ります。あなた方も原発事故の当事者なのですね。ですから、今日お集まりの皆さんは、原発の問題を他人事でなく、自分の問題として考え、自分のできる範囲で原発ゼロへの意思表示をしたいという思いで来られておられるのだらうと思います。私も同じ思いで、今日、ここに参りました。

◆昨年 5 月 21 日に福井判決の出た日に、京都地裁では大飯原発差止訴訟の第四回口頭弁論が開かれておりました。午後 2 時から始まった弁論の最初に、私は「地震国ニッポンで、原発稼働は無理！」という陳述を致しました。午後 3 時に口頭弁論が終わり、法廷を出て、横にある弁護士会館で開かれていた報告集会の会場に向かう途中、弁護団から「たったいま、福井地裁で勝

利判決が出た」と知らされました。そこで早速私は、弁護団世話人の中島晃弁護士と共に福井に駆けつけ、福井県教育センターで開かれていた福井判決・勝利集会に出席し、福井の仲間と喜びを分かち合いました。この福井訴訟弁護団の事務局長と事務局次長である笠原一浩弁護士と阿部剛弁護士は、二人とも京大理学部出身で、私の後輩です。この二人を中心に、福井の弁護団が科学的に根拠のある意見陳述をしてくれたことが、勝利判決に大きく貢献したのだらうと考えております。

◆それから1か月ちょっと過ぎた6月28日に、私達は京都駅前のキャンパスプラザで「福井地裁判決の報告集会 in 京都」を開催し、福井訴訟弁護団の事務局長と事務局次長と共に、小浜の明通寺住職の中嶋哲演原告代表、並びに原告団の松田正事務局長をお招きして話を聞かせていただきました。集会には300名を超える人が集まってきて、福井判決への関心の高さを改めて思い知らされました。

◆福井地裁の判決は、3・11福島第一原発の重大事故のあとに初めて出た原告勝訴の判決です。しかし、それよりも前に2例だけ、原発差止に関する原告勝訴の判決があります。その1つは、1985年に始まる福井県敦賀市の高速増殖炉もんじゅの設置許可無効確認訴訟です。この裁判は、原告の適格性をめぐっていろいろやりとりがあり、福井地裁、名古屋高裁金沢支部及び最高裁の間をいったりきたりしますが、2003年に名古屋高裁金沢支部で、もんじゅの設置許可処分をめぐって原告勝訴の判決が出ました。2つ目は、1999年に始まる石川県の志賀原発2号機建設・運転差止訴訟です。これは、2006年に金沢地裁で運転差止を命ずる判決がでました。しかし、この2例とも、その後の上級審で判決が逆転されて、原告側が敗訴になってしまいました。

◆私達は、2014年11月8日にキャンパスプラザにおいて、志賀原発訴訟の原告団・弁護団のメンバーのほか、いまは天津市に住んでおられる当時の裁判長であった井戸謙一弁護士にもビデオ出演をお願いし、「原発再稼働を許すな！京都集会ー四半世紀にわたる『能登原発とめよう』運動の経験に学ぶー」という集会を開催しました。これも大きな反響をよび、200人近い人々が集まってくれました。

◆昨年、福井地裁で大飯原発差止の判決が出されましたが、これ1つだと、それ以前の「もんじゅ」訴訟や「志賀原発」訴訟のように、上級審でひっくり返される可能性が高いです。そこで京都地裁でも福井地裁と同様に原告側の主張を認める判決が出て、2つの地裁で原告側が勝訴すれば、それを高裁でひっくり返すのが難しくなるでしょう。そこからすべての原発を廃炉にする道筋が開けると考えております。

◆また、昨年11月27日に大津地裁では、「大飯原発、高浜原発の再稼働差止め仮処分申し立て」に対して、山本義彦裁判長から申し立て却下が言い渡されてしまいました。しかし、その決

定内容には、基準地震動の策定方法に関して関電から何ら説明がないことや住民の避難計画の策定が進んでいないことなども述べられていて、裁判長が原発稼働に強い危惧を抱いていることが読みとれます。そのうえで、こんな危険な状態なのだから「原子力規制委員会がいたずらに早急に、再稼働を容認するとは到底考えにくい」として、申し立てを却下したのです。この判決が出てすぐに、私は新聞社からコメントを求められ、「裁判長の判断の原子力規制委員会が早急に再稼働を容認するとは考えられないという見通しは、楽観的すぎる」と返事をしました。その後の原子力規制委員会の動きをみますと、まさに私が指摘した通りの経緯を辿っています。

◆今年2月12日に、原子力規制委員会は、高浜原発3・4号機が新規規制基準を満たすと認め、再稼働を承認しました。規制委員会の新規規制基準には、「原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのもの」で、「絶対的な安全性」を確保するものではない、と書かれています。つまり、規制委員会は、「安全審査」ではなく、基準に合っているかどうかの「適合性の審査」を行うものであり、原発稼働にお墨付きを与えるための委員会なのです。ですから、規制委員会は、電力会社に対して対応可能な程度の改善策を提示し、電力会社の対応を見たうえで、「運転にあたり求めるレベルの安全性は満足しています」という審査書を出すことは、あらかじめ予想されていました。これは規制委員会と電力業界のなれあいの茶番劇であり、こんなことを許しては、無事の国民は救われません。

◆話は戻りますが、昨年5月21日に福井地裁で出された判決文の地震と原発に関する箇所には、次のように書かれています。「地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るといえるのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる」。これは、当日、福井判決の出る一時間前に私が京都地裁で陳述した内容と軌を一にするものだったので、大変心強く思いました。

◆さらに、福井地裁の判決文には、普通の人々が普通の生活をする権利、つまり生存を基礎とする「人格権」こそが、すべての法分野において、最高の価値を持つものであり、それを脅かすものは、排除しなければならないということが述べられています。原発を稼働させないと化石燃料等の輸入が増えるから、国民の負担増になるという意見に対しては、「コストの問題に関して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることこそが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている」と、極めて人間性豊かな判決文になっています。



◆また、地球温暖化に関しては、「被告は、原子力発電所の稼働が CO2(二酸化炭素)排出削減に資するもので環境面で優れていると主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染は凄まじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである」と、被告側の主張を明快に退けています。ストーンと腑に落ちる名判決ですね。この判決文は Web からダウンロードできますので、皆さん、ぜひお読みください。

◆先ほども触れましたが、原子力規制委員会は、つい先日、高浜原発 3・4 号機が新規規制基準を満たすと認めて、再稼働を承認しました。これによって原発再稼働を目指す国や関電の動きは勢いづくと思います。それを視野に入れて、私達は今年 5 月 28 日に予定されている京都訴訟の次の第 7 回口頭弁論で、高レベル放射能廃棄物の処分問題をメインテーマとして陳述を展開したいと考えております。

◆原発を動かす限り、高レベルの放射能廃棄物が貯まり続ける訳ですが、その処分方法は、いまだに何も具体的に決まっていらないのです。まさに「トイレなきマンション」ですね。この状態のままにしておいて再稼働を認めれば、高レベル放射能廃棄物をますます増やすことになり、後世の世代に大きな負債を背負わせることとなります。この一点だけでも鋭く追及すれば、原発再稼働はアウトです。こうして、福井地裁に続いて京都地裁でも原告勝訴の判決を勝ち取れば、そこから全ての原発を廃炉にする展望が開けてきます。「今さえよければあとはどうなってもいい。ケセラセラだ」という安倍首相の態度は、あまりに無責任だ、と皆さん思われませんか？ 私は許せません。

◆私達は、2012 年に 1,107 名の原告で大飯原発(1~4 号機)の運転差し止め訴訟を起こしました。その後、2013 年に 856 名で第二次提訴、2015 年 1 月 29 日に 730 名で第三次提訴を行い、現在の原告は合計 2,693 名となっています。数は力なので、2015 年中にさらに 1,000 人の新規原告を増やして第四次提訴をしたいと考えております。今日お集まりの皆さんも、ぜひこの趣旨にご賛同いただき、原告のひとりになっていただきたいと思います。

◆原告になっていただくには 5,000 円の参加費が要りますが、そのほとんどは訴訟の際の収入印紙代に消えてしまい、弁護士費用も捻出できません。私も個人としては、5,000 円の参加費はいささか痛いですが、それが可愛い孫の世代に負債を残さないで済む道筋につながると思えば、仕方ないかと思っております。

# ◆「高浜原発 規制委が認可」の報道に接して——竹本修三 原告団長のコメント

2015 年 2 月 14 日

◆原子力規制委員会は、2015 年 2 月 12 日に高浜原発 3・4 号機が新規規制基準を満たすと認めて、再稼働を承認した。規制委員会の新規規制基準には、「原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのもの」で、「絶対的な安全性」を確保するものではないと書かれている。つまり、ここでは「安全審査」ではなく、「適合性審査」行うものであり、規制委員会は、原発稼働にお墨付きを与えるための委員会であるから、電力会社が対応可能な改善策を提示し、その対応を見たとうえで、「運転にあたり求めるレベルの安全性は満足した」という審査書を出すことは、あらかじめ予想されていた。これは規制委員会と電力業界のなれあいの茶番劇であり、こんなことを許しているのは、無辜の国民は救われない。

◆2014 年 5 月 21 日に福井地裁で「大飯原発 3, 4 号機運転差止請求の訴訟」の原告側勝利の判決が樋口英明裁判長から言い渡された。判決文の主文には、運転コストが安く、安全である原子力発電を推進したいという被告側の主張を退けて、「大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない」という原告側の主張がはっきりと記載されている。その後、2014 年 11 月 27 日に大津地裁で「大飯原発 3, 4 号機、高浜原発 3, 4 号機の再稼働差止め仮処分申し立て」に対して、山本義彦裁判長は申し立て却下を言い渡した。しかし、その決定内容には基準地震動の策定方法に関して関電から何ら説明がないことや住民の避難計画の策定が進んでいないことも述べられている。その現状で、原子力規制委員会がいたずらに早急に、再稼働を容認するとは到底考えにくいとして、申し立てを却下した。この判決が出てすぐに、筆者は新聞社からコメントを求められ、「原子力規制委員会が早急に再稼働を容認するとは考えられないという裁判長の判断は楽観的すぎる」と返事をした。今回の原子力規制委員会の対応をみると、まさに筆者が指摘した通りの結果であった。

◆福井地裁の樋口裁判長は、「地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るといっているのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる」と述べている。また、大津地裁の山本裁判長は、住民の避難計画の策定が進んでいないことも指摘している。

◆これらに加えて重要なことは、貯まり続ける高レベル放射能廃棄物の永久処分をどうするかという問題である。筆者は、2015年2月5日に岐阜県瑞浪市にある日本原子力研究開発機構（JAEA）の東濃地科学センター・瑞浪超深地層研究所を訪問した。この研究所は、高レベル放射性廃棄物の地層処分をめざして、地下の環境や地下深くでどのような現象が起こっているのかを解明するための「地層科学研究」を行っている。現場の当事者から説明を聞いたあと、深さ500mまで掘られた直径6.5mの立坑内の12人乗りのエレベーターに乗り、深さ100m、200m及び300mの横坑に置かれた観測計器を見せてもらったが、断層・破碎帯が縦横に走っており、湧き出す地下水を常時ポンプを使って排水しないとたちまち坑内は水没すると聞いて、こんなところで高レベル放射性廃棄物の地層処分は土台無理だ、とつくづく思った。

◆今回訪問した瑞浪超深地層研究所が特殊な地域でなく、日本全国どこでも立坑を掘れば似たような状態だと考えられるので、「日本で高レベル放射性廃棄物の地層処分が本当に可能なのか？」と担当者に聞いてみたが、はっきりした返事はなかった。どうも研究はあまり進んでいないようだ。さらに驚いたことには、この研究所は平成34年2月に廃止が決まっており、平成32年度から深層ボーリング孔の埋め戻し作業が始まるとのことである。JAEAがもう1カ所やっている北海道の幌延深地層研究センターも同じタイミングで廃止になるそうだ。

◆高レベル放射性廃棄物の地層処分の目途が立たないのに研究施設を廃止してしまうのは、「トイレなきマンション」をそのままにして、負債は後世に残そうとするのか。放射性廃棄物の処分方法も決まらないのに原発再稼働をやろうとして、原発輸出まで目指す安倍首相は絶対に許せない。

# ◆「11/8 ストップ原発再稼働！京都集会」 の開会挨拶

2014年11月8日 キャンパスプラザ

- 竹本修三 大飯原発差止訴訟原告団長

皆さん今日は。原告団長の竹本です。今日はお忙しいなかをおいでいただき誠にありがとうございました。ご存じのように、今年5月21日に福井地裁で大飯原発差止訴訟の原告側勝訴という歴史的判決が下されました。これを受けて私達は6月29日に福井訴訟報告集会をこのキャンパスプラザで開催しました。そして今日は、この福井地裁の判決より18年前の2006年に金沢地裁で原告側勝訴を勝ちとった石川県の志賀原発2号機差止訴訟の原告団・弁護団の代表をお招きし、同じ石川県の珠洲原発設置計画を阻止した経験も含めて長年にわたる闘いの経緯をお話いただきます。当時の裁判長であった井戸謙一弁護士には、原告側勝訴を言い渡した前後の心境をビデオ出演で語ってもらいます。これらの経験をお聞きして、我々の京都訴訟の闘いに活かしたいと考えております。「福井地裁で大飯原発差止の原告側勝訴の判決が出たのだから、もう京都地裁で同じ大飯原発差止訴訟を続けなくてもいいのではないの？」という声があります。これに対しては、福井地裁の判決だけだと志賀原発差止訴訟のときと同じように上級審でひっくり返される可能性が高いです。そこで京都地裁でも同様に原告側勝訴の判決が出れば、それを高裁でひっくり返すのが難しくなるでしょう。そこから全原発を廃炉にする道筋が開けると思っています。いま、京都訴訟の第三次原告募集をやっておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。今日の集会のメインテーマは「ストップ原発再稼働！京都集会」です。折しも川内原発の再稼働が現実味を増してきています。本日の集会アピールにもありますように、このような動きを断固として阻止しなければなりません。2011年の福島第一原発の事故は、その前後で価値観が180度変わったということで終戦のときと同じです。戦後の日本は、国民の努力で立派に立ち直りました。福島原発の事故後、原発がなくても電気は足りていることが明らかになりました。第二次大戦は、広島と長崎の2発の原発を受けてやっと終結しました。原発再稼働を急ぐ安倍総理は、もう一度事故が起きるまで懲りないのかも知れません。しかし、こんなことは、可愛い孫の世代のために、断じて許せません。

# 福井地裁判決の報告集会 in 京都

## ◆福井地裁の判決文を読んで 竹本修三

(2014年6月28日)

福井地裁で争われていた大飯原発3, 4号機運転差止請求の訴訟に関して、2014年5月21日午後3時に樋口英明裁判長から判決が言い渡された。判決文の主文には、運転コストが安く、安全である原子力発電を推進したいという被告側の主張を退けて、「大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。」という原告側の主張がはっきりと記載されている。

判決文の地震と原発に関する箇所では、「地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観の見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。」と述べられている。これは、当日、福井判決の出る一時間前の午後2時から京都地裁で開かれていた大飯原発差止訴訟の第四回口頭弁論で、私が「地震国ニッポンで、原発稼働は無理！」というタイトルで陳述した内容と軌を一にしているので、大変心強く感じた。

判決文の「第4 当裁判所の判断」の最初に「人格権」が出てくる。「人格権」とは憲法13条、25条に定められている個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益の総体である。判決では「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。」としている。さらに、「原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものであるが、原子力の利用は平和目的に限られているから、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由(憲法22条1項)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。」という憲法解釈に基づき判決を下している。

原発を稼働させないと化石燃料等の輸入が増えるから、国民の負担増になるという意見に対しては、「コストの問題に関して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止に

よって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるのが国富の喪失であると当裁判所は考えている。」と極めて人間性豊かな判決を出している。これに関して福井訴訟弁護団事務局長の笠原一浩弁護士や毎日新聞社の山田孝男特別編集委員はアダム・スミスの『国富論』と関連づけてコメントを出している。『国富論』は金もうけのためのハウツー本ではなく、貨幣獲得のために貿易黒字を増やす政策の行きすぎを批判、是正を求めた本だそうだ。

地球温暖化と関連して、判決文では、「被告は、原子力発電所の稼働が CO2(二酸化炭素)排出削減に資するもので環境面で優れていると主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染は凄まじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。」と被告側の主張を明快に退けている。

我々の京都訴訟でも、2014年2月19日の第三回口頭弁論で宮本憲一・大阪市立大学名誉教授(元志賀大学学長)が「予防の原則から運転停止を」と題する陳述のなかで、福島原発災害が、日本史上公害の原点とされ最も大きな悲劇と言われてきた19世紀後半の足尾鉬毒事件を凌ぎ、2市7町3村の15万人以上の住民を強制疎開させる史上最悪の公害であると指摘した。

判決文には「幾世代にもわたる後の人々に対する我々の世代の責任という道義的にはこれ以上ない重い問題」と書かれているが、これも我々が京都地裁で一貫して主張してきた観点である。

以上のように本判決は歴史の批判に耐えて、後世まで長く語り伝えられる名判決であったと考える。